

応 募 要 領

1. 事業名 「第7回 税に関する絵はがきコンクール」
 2. テーマ 税に関する絵（税金で作られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事等）であれば何でも構いません。（別紙チラシ作品参照）
 3. 応募資格 久世税務署管内の原則として小学生6年生が対象です。
 4. 応募点数 児童1人につき1点とします。
 5. 画材 応募用紙（チラシの裏面にあります）または官製はがき等（はがき大のサイズあれば可）描画素材は問いません。（文字や標語などの描き入れも可）
 6. 応募方法
 - (1) 応募先 〒719-3214 真庭市鍋屋6番地 真庭商工会館内
公益社団法人真庭法人会 事務局
応募作品と合わせて、応募者一覧名簿（任意様式）を提出してください。
 - (2) 記載事項 ①学校名 ②氏名（ふりがな） ③学年
 7. 応募期限 平成29年9月20日（水）
 8. 審査及び表彰 応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定します。応募者全員に参加賞（入賞者を除く）
 - ・最優秀賞 1点 ・優秀賞 数点（応募数により決定）
 - ・久世税務署長賞 1点 ・真庭法人会長賞 1点
 - ・真庭法人会女性部会賞 1点 ・審査員特別賞 1点
- ※対象児童数に対し応募率の高い学校に対しては、租税教育推進優秀校賞として表彰
9. その他
 - ・審査結果（入選作品）は当会ホームページにて発表するとともに当会事務局を通じて学校に通知します。
 - ・応募作品は、返却いたしませんのでご了承ください。
 - ・応募作品は、久世税務署ロビー等へ展示する予定です。また、出品された作品・氏名等は報道機関に対して公表することがあります。よせられた個人情報には上記以外には使用しません。

※ご不明な点は、真庭法人会事務局（☎0867-42-4653）山根まで

《公益社団法人 真庭法人会》